

令和5年度答申第78号
令和6年3月28日

諮問番号 令和5年度諮問第77号（令和6年2月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金の返還決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）50条1項の規定に基づき支給した障害者雇用調整金（令和2年度申請分。以下「本件調整金」という。）について、その一部の返還を求める決定（以下「本件返還決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）障害者の雇用に関する事業主の責務

障害者雇用促進法37条1項及び2項は、全て事業主は、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有

するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない旨規定する。

(2) 障害者の雇用義務

障害者雇用促進法43条1項は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならないと規定する。

(3) 納付金関係業務

障害者雇用促進法49条1項は、厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる事業主（特殊法人を除く。以下同じ。）に対する障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）等の支給、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収等の業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする規定する。

(4) 納付金の徴収、納付義務、納付額

ア 障害者雇用促進法53条1項は、機構は調整金等の支給に要する費用、納付金関係業務に係る事務の処理に要する費用等に充てるため、事業主から、毎年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）、納付金を徴収する旨規定し、同条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負うと規定する。

イ 障害者雇用促進法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とすると規定する。

ウ そして、①上記イの基準雇用率として、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。）18条及び令和2年政令第311号による改正前の平

成29年政令第175号附則2項は、上記(2)の障害者雇用率(障害者雇用促進法施行令9条及び令和2年政令第311号による改正前の平成29年政令第175号附則2項)と同率(100分の2.2)に定め、②上記(2)のとおり、法定雇用障害者数は、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)であるから、上記イの調整基礎額に乗ずべき「当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数」とは、「当該年度に属する各月ごとにその初日における法定雇用障害者数の年度合計数」ということになる。

したがって、納付金の額は、次の算式により算出される。

$$\text{納付金の額 (C)} = A \times B$$

A：調整基礎額(5万円。障害者雇用促進法施行令17条)

B：前年度の各月の初日における雇用労働者数に基準雇用率を乗じた数(端数切捨て)の年度合計数

$$= (b_{11} \times D) \text{ (端数切捨て)} + (b_{12} \times D) \text{ (端数切捨て)} + \text{(中略)} + (b_{12} \times D) \text{ (端数切捨て)}$$

$$= \text{前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数}$$

$b_{11} \sim b_{12}$ ：前年度の各月の初日における雇用労働者数

D：基準雇用率(障害者雇用率) = 2.2%

(5) 対象障害者である労働者を雇用している場合の納付金

ア 障害者雇用促進法55条1項及び2項は、前条1項の場合において、当該事業主が当該年度において対象障害者である労働者を雇用しており、かつ、上記(4)イの調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が、①上記(4)イの規定により算定した納付金の額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、当該規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする旨、②当該規定により算定した納付金の額以上であるときは、当該事業主については、当該規定にかかわらず、納付金は、徴収しない旨規定する。

したがって、①の納付すべき納付金の額は、次の算式により算出される

ことになる。

$$\text{納付すべき納付金の額 (F)} = C - (A \times E)$$

C：納付金の額

A：調整基礎額

E：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

イ そして、 $C = A \times B$ （上記（４）ウ）であるから、上記アの算式は、 $F = A \times B - A \times E = A \times (B - E)$ となる。そうすると、上記ア①の差額に相当する額を納付すべき場合とは、前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数（E）が前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数（上記（４）ウのB）に達しない場合ということになる。同様に、②の納付金を徴収しない場合とは、EがB以上である場合ということになる。

（６）調整金の支給

ア 障害者雇用促進法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、各年度ごとに、上記（４）イの調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が上記（４）イの規定により算定した納付金の額を超える事業主に対し、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給すると規定する。

したがって、調整金の額は、次の算式により算出される。

$$\text{調整金の額} = [\{ (A \times E) - C \} \div A] \times G$$

A：調整基礎額

E：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

C：納付金の額

G：単位調整額（2万7,000円。障害者雇用促進法施行令15条（令和5年政令第44号による改正前のもの。以下同じ。））

イ そして、 $C = A \times B$ （上記（４）ウ）であるから、上記アの算式は、 $\text{調整金の額} = [\{ (A \times E) - (A \times B) \} \div A] \times G$ となり、結局、調整金の額は、次の算式で算出されることになる。

$$\text{調整金の額} = (E - B) \times G$$

E：前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数

B：前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数

G：単位調整額

そうすると、調整金の支給を受けることができる場合とは、前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数（E）が前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数（B）を超える場合となる。

(7) 納付金の申告、納付及び調整金の申請、支給

納付金に関し、障害者雇用促進法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならないと規定する。

また、調整金に関し、障害者雇用促進法施行令14条は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする規定し、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）

15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書を機構に提出しなければならない旨規定し、同条3項は、同条1項の申請書の提出は、障害者雇用促進法56条1項の申告書の提出と同時にしなければならないと規定する。

(8) 納付金徴収業務に関する物件提出及び納付金関係業務に関する報告の求め

障害者雇用促進法52条1項は、機構は、納付金の徴収業務に関して必要な限度において、事業主に対し、対象障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる旨規定し、同条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる（以下同項に基づく調査を「納付金関係業務調査」という。）と規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和2年5月14日、処分庁に対し、所定の「令和2年度障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調

整金支給申請書」(以下「本件申告・申請書」という。)を提出し、納付金の申告及び調整金の支給申請をした。本件申告・申請書には、納付金の納付額は「0円」と、調整金の申請額は「1512000円」と記載され、納付金及び調整金の算定内訳として、「常用雇用労働者の総数」及び「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」のそれぞれの平成31年・令和元年度の合計は「44,440.0人」と、「法定雇用障害者の数(納付金申告)」及び「法定雇用障害者の数(障害者雇用調整金申請)」のそれぞれの同合計は「971人」と、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数」の同合計は「1,027.0人」と、それぞれ記載されていた。

(本件申告・申請書)

- (2) 処分庁は、令和2年12月9日、審査請求人に対し、上記(1)の支給申請どおりの額の調整金(本件調整金)を支給することを決定し、同月22日、支給した。

(調整金・特例調整金支給決定総括表)

- (3) 処分庁は、令和4年6月16日、審査請求人に対し、納付金関係業務調査(以下「本件調査」という。)をしたところ、本件申告・申請書の記載内容に誤りがあることが判明し、令和4年7月22日付けで、審査請求人に対し、令和4年度(令和2年度申請分)調整金算定調査書(以下「本件調査書」という。)を送付した。本件調査書には、調査確認状況として、「常用雇用労働者の総数」について、「修正有」、「専任役員の誤計上及び在籍出向労働者・海外勤務労働者・休職制度に基づく休職者の計上漏れ」と、平成31年・令和元年度の合計は「46,547.0」人と記載され、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」の同合計は同上と、「法定雇用障害者の数」の同合計は「1,018」人と、「法定雇用障害者の数」の増減として同合計「47」人増と、「身体・知的・精神障害者の合計数」の増減として同合計「12.0」人増と、それぞれ記載され、調査結果として、調整金の返還すべき金額は「945000円」と記載されていた。

(書留・特定記録郵便物等受領証、本件調査書)

- (4) 処分庁は、本件調査書に基づき、令和4年9月5日付けで、審査請求人に対し、「令和2年度(中略)申請分に係る算定調査書に記載のとおり、

常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由を付して、令和2年12月22日に支給した本件調整金について、94万5,000円の返還を求める決定（本件返還決定）をした。

（障害者雇用調整金返還決定通知書、審査庁主張書面）

（5）審査請求人は、令和4年9月27日、審査庁に対し、本件返還決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（6）審査庁は、令和6年2月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件調査の結果、本件申告・申請書の「常用雇用労働者の総数」及び「身体・知的・精神障害者の合計数」に対象障害者である休職者及び海外赴任者の4名（以下「本件計上漏れ該当者」という。）が計上されていなかったことが判明した。

（2）処分庁から郵送された本件調査書では、本件計上漏れ該当者について、「常用雇用労働者の総数」には計上したが、「身体・知的・精神障害者の合計数」には計上しなかった（以下「本件取扱い」という。）。その結果、本件返還決定につながった。

（3）本件取扱いは、令和4年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書に記載されている支給金（調整金等）を申請し、申請期限経過後に新たに障害者が見つかった場合、新たに見つかった障害者は計上できないとの取扱いに従ったものと推測される。当該取扱いは、申請期限経過後も障害者数の計上を許容すると、処分庁はいつまでも対応を求められることになり、事務処理の負担が大きく、手続上の安定性を欠くから、負担軽減と手続上の安定性の確保を図る趣旨に基づくものと考えられる。しかし、「常用雇用労働者の総数」の変更につき既に事務処理の負担が生じており、負担軽減や手続上の安定性の確保を理由に、本件計上漏れ該当者を「身体・知的・精神障害者の合計数」に計上しないことは合理性を欠く取扱いというべきである。

また、申請期限経過後に新たに障害者が見つかった場合の計上方法について、処分庁に裁量権が認められるとしても、当該裁量には平等原則等の

見地から一定の制限があるところ、調整金の返還決定が争われた別の事例（行政不服審査会令和3年度答申第82号）で、処分庁は、調整金の支給額算定にあたり、申請時、障害者として計上されていなかった労働者を申請期限経過後に雇用障害者数の合計数に計上することを認めており、答申書でも当該取扱いが適正なものとして是認されている。そのため、本件で上記の事例と同様の取扱いが行われないのは、平等原則に反する。

以上のとおり、本件取扱いは合理性を欠き、また、平等原則にも反するものであり、それらに鑑みれば、本件取扱いに基づき、処分庁が本件返還決定を行ったことは、裁量権の逸脱濫用があることが明らかであって、本件返還決定は違法ないし不当である。

(4) 処分庁の主張するように、法定雇用障害者数を是正し、支給額を確定させるために、海外勤務労働者及び休職中の労働者を「常用雇用労働者の総数」に計上することが必要不可欠なのであれば、本件計上漏れ該当者を雇用障害者へ計上することも、同様に必要不可欠となるはずであり、また、十分に可能であるから、処分庁が、本件調査の時点で申請期限は経過しており、申請書に記載のない本件計上漏れ該当者を計上することは認められないと主張するのは自己矛盾を来している。

(5) 処分庁は、平成29年度以降の納付金関係業務調査では、本件取扱いと同様の取扱いが行われており、審査請求人以外の事業主についても新たな障害者を雇用障害者に追加することは同様に認めていないとして、平等原則に反するものではないと主張するが、仮にそのような取扱いがされていたとしても、本件取扱いの不合理性が正当化される理由にはならない。

また、処分庁は、新たな障害者が見つかった場合でも雇用障害者に追加しない取扱いは、障害者雇用納付金関係業務調査マニュアル（平成29年度調査実施用）（以下「本件マニュアル」という。）及び通達（平成29年4月7付け29高障求納発第2号）（以下「本件通達」という。）にて処分庁内の担当部署へ通知したと主張し、あたかも本件通達等によって取扱いの変更が正当化されるかのように主張する。しかし、従前、新たな障害者が見つかった場合でも雇用障害者への追加を認めていたにもかかわらず、これを認めない取扱いとすることは、調整金の支給額との関係で不利益な変更であることは明らかであり、法令改正や判例変更等も経ず、単なる行政内部のマニュアル改定や通達という、国民一般に周知されたとは到

底言い難い方法のみによって、不利益変更を一方的に行うことなど、到底許容されるものではなく、本件返還決定の不合理性・平等原則違反に基づく違法性・不当性は、処分庁の主張する一方的な取扱いの変更によって正当化されるものではない。

(6) 以上から、本件返還決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 そもそも調整金の額は、障害者雇用促進法54条1項の納付金の額を基準として、雇用障害者数により障害者雇用促進法50条1項に基づき算出されるところ、当該納付金の額は、法定額として、障害者の雇用状況に関係なく、事業主の雇用労働者数により一律に定まる法定雇用障害者数に基づき算出されるものである。

したがって、調整金の額とは、個々の事業主の雇用障害者数により算出されるものといえ、障害者雇用促進法施行令14条の支給申請は、この個々の事業主の雇用障害者数が一定以上である場合の当該雇用障害者数の申請に他ならない。同条は期限までに申請した者に対し調整金の支給をする旨規定し、期限後の申請を認めないことから、雇用障害者の事後の追加は認められない。

一方、上記のとおり、基準となるべき納付金の額は、雇用労働者数により一律に定まるものであり、雇用労働者数について、仮に誤った申告がなされていた場合は修正を行う必要がある。

以上のとおり、申請により初めて確定する雇用障害者数と、全ての事業主について一律に定まる法定雇用障害者数の基礎となる雇用労働者数とでは、その法的性質は異なるため、取扱いも当然異なることとなる。

したがって、本件取扱いは、処分庁の裁量権を超える判断によるものとは認められず、違法又は不当な点はない。

2 審査請求人は、別の事例で、申請期限経過後に対象障害者である労働者を雇用障害者数の合計数に計上することが認められた例をあげ、本件で先例と同様の取扱いが行われないのは、平等原則に反すると主張するが、処分庁は、平成28年度以前は、納付金関係業務調査で誤りが発覚した場合、当初の支給決定額を超えない範囲で新たな障害者の追加を認めていたところ、平成29年度以降は、申請期限後の事業主の自主的な申請内容の修正が認められていないこととの整合性の観点から、当該調査で誤りが発覚した場合も新たな障害者の追加を認めないこととしている。

両者の取扱いは異なるものの、令和4年度時点の本件取扱いは、全ての事業主について同様の取扱いとしているものであることから、平等原則に反するということはない。

3 以上により、本件返還決定には違法又は不当な点は認められない。よって、審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

4 なお、審理員意見書の要旨は、以下のとおりである。

本件の論点は、本件取扱い及び本件返還決定の適否である。

まず、調整金の支給は、事業主に対してされるから、事業主が誤った支給申請を行い、誤った支給がされた場合、過大に支給した分につき事業主に対して返還決定がされることになる。

また、調整金の支給申請書の内容に誤りがあり、調整金の一部の返還決定を行う場合、法令等に具体的な取扱いは見受けられないことから、処分庁が自ら定めた取扱いに基づき行うこととなる。そして、処分庁は、平成29年度から、申請書に記載されていない増額要因（新たな障害者の追加）の修正は行わない旨の取扱いを定めている。

審査請求人は、本件取扱いは、合理性を欠き、処分庁が行政内部のマニュアルの改定や通達のみによって、不利益変更を一方的に行うことは許されない旨主張するが、障害者雇用促進法施行令14条等により、調整金の支給を受けようとする事業主は、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に申請書を処分庁に提出する必要があるところ、処分庁が、当該規定に則り、申請書に記載されていない新たな障害者の追加は行わない（申請期限経過後の調査で新たに見つかった障害者に関する調整金の支給は認めない）取扱いを平成29年度以降に新たに定めたことについて、一定の合理性は認められるものと考えられる。

そして、本件返還決定で、審査請求人が主張するように、本件調査で判明した審査請求人にとって有利な訂正（新たな障害者を雇用障害者の数に追加）はされず、不利益な訂正（新たな障害者を常用雇用労働者の総数に追加）のみがされたとしても、事業主への周知も踏まえれば、当該平成29年度以降の新たな取扱いに基づき行われた本件返還決定について、処分庁の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとまではいえない。

これらのことから、本件返還決定は、違法又は不当な点があったとまでは

いえない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年2月26日、審査庁から諮問を受け、同年3月14日、及び同月21日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年3月14日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、審査請求書の受付（令和4年9月27日）から本件諮問（令和6年2月26日）までに約1年5か月の期間を要しているところ、特に、①反論書の提出（令和4年12月20日）から審理員意見書の提出（令和5年3月30日）までに3か月以上、②審理員意見書の提出から本件諮問（令和6年2月26日）までに約11か月を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、①は、反論書の受領後の検討に時間を要したため、②は、審理員意見書の受領後、審査庁の担当者の異動による事件処理の着手や検討に時間を要したためとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、①は、反論書での追加の主張は、審査請求書の主張の補完的なものであったから、本来すべき審査請求書の主張の検討を進めていれば、反論書提出後、速やかに審理を終え、審理員意見書を提出することができたと考えられ、②は、上記のような事情があったとしても、余りに時間を要しすぎているといわざるをえない。審査庁は、審査請求事件の進行管理方法を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件返還決定の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の1（4）から（7）までによれば、障害者雇用促進法等上、事業主は、納付金を納付する義務を負い、年度初めの一定期間に申告と納付をしなければならない。他方、調整金は、支給の申請をした事業主に支給され、その申請は納付金の申告と同時にしなければならない。そして、つまるところ、納付金は、各月の初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（当該各日における法定雇用障害者数に同じ。）

の年度合計数に応じて所定の方法で算出され、当該年度合計数以上の年度合計数の対象障害者を雇用する場合には徴収されない（上記第1の1（4）ウ、（5）イ）。また、調整金は、当該各日におけるその雇用する対象障害者の数の年度合計数が、当該各日における法定雇用障害者の年度合計数を超える場合に、その差の数に応じて所定の方法で算出される（上記第1の1（6）イ）。

そうすると、審査請求人のように、法定雇用障害者数の年度合計数を超える年度合計数の対象障害者を雇用した事業主は、納付金の徴収はされず、その申請により調整金が支給されることになる。その前提として、納付義務のある納付金の申告に当たり、「常用雇用労働者の総数」（審査請求人の場合、除外率の適用はないので、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」と同じである。）が正確に申告され、それに基づき法定雇用障害者の数（審査請求人の場合、「常用雇用労働者の総数」と「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」は同じなので、納付金の申告と調整金の申請に用いる法定雇用障害者の数は同じである。）が正確に算定、申告されることが求められる。

本件では、処分庁が「常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」として行った本件返還決定について、審査請求人が、本件計上漏れ該当者を、「常用雇用労働者の総数」に計上したが、「身体・知的・精神障害者の合計数」には計上しなかった処分庁の取扱い（本件取扱い）は合理性を欠く等と主張していることから、以下、本件調査の結果に基づき、「常用雇用労働者の総数」及び「身体・知的・精神障害者の合計数」の取扱いについて検討する。

ア 審査請求人は、「常用雇用労働者の総数」及び「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」を「44,440.0人」と、納付金の納付額を「0円」と申告した（上記第1の2（1））ところ、一件記録をみても、本件調査の結果に基づき、処分庁が前者を「46,547.0人」と修正したことについて、争いはないと認められる。そして、「常用雇用労働者の総数」は、①法定雇用障害者数の算定の基礎となるものであり（上記のとおり、審査請求人の場合、「常用雇用労働者の総数」と「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」は同じである。）、②法定雇用障害者数の年度合計数の多寡は納付義務のある納付金の額に影響するから、

その内容を正確に申告する必要があるところ、申告した内容に誤りがあれば、当該申告を受けた処分庁により修正されるのは当然である。

イ 他方、調整金は、事業主の申請により支給されるものであるから、申請書で申請した内容、すなわち、「身体・知的・精神障害者の合計数」として計上した対象障害者が支給の対象となるのであって、所定期間内にすべきとされる申請で計上しなかった対象障害者は支給の対象と認められないという取扱いは不合理とはいえない。そして、審査請求人は、「身体・知的・精神障害者の合計数」を「1,027.0人」と申請し、本件調整金の支給を受けたが、処分庁は、当該合計数を「1,039.0人」と修正している。この修正は、審査請求人が本件申告・申請書で雇用（又は期中に離職）しているとして計上した対象障害者3人に係る障害の程度の修正及び離職から在職への修正に伴うものである（本件調査書、審査庁主張書面）から、申請のあった対象障害者についての修正であるといえる。しかし、審査請求人が、処分庁が「常用雇用労働者の総数」に計上し、「身体・知的・精神障害者の合計数」には計上しなかった（本件取扱い）と主張する本件計上漏れ該当者は、本件申告・申請書で計上していなかった者であるから、申請後であって申請すべき所定期間経過後に修正を認めない取扱いは不合理とはいえない。

ウ 以上から、処分庁の取扱いに不合理な点はないと認められる。

(2) 次に、審査請求人のその余の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件取扱いは、申請期限経過後も新たな対象障害者の計上を認めると、処分庁の事務処理の負担が大きく、手続上の安定性を欠くためと考えられるが、「常用雇用労働者の総数」の変更につき既に事務処理の負担が生じており、本件計上漏れ該当者を「身体・知的・精神障害者の合計数」に計上しないことは合理性を欠く取扱いというべきである旨主張する。

しかし、本件調査の結果に基づく取扱いとして、納付義務のある納付金の算出の基礎となる法定雇用障害者の数を算出する際に用いるべき「常用雇用労働者の総数」と、申請により支給される調整金の算出の基礎となる申請時の「身体・知的・精神障害者の合計数」とで差異が生じても不合理とはいえないのは、上記(1)のとおりであるから、審査請求人の主張は採用することはできない。

イ 審査請求人は、調整金の申請期限経過後に新たに対象障害者が見つかった場合、処分庁は、別の事例で、当該対象障害者の雇用障害者数の合計数への計上を認めているから、本件で同様の取扱いが行われないのは、平等原則に反するし、法令改正や判例変更等も経ず、単なる行政内部のマニュアル改定や通達のみによって、不利益な変更を一方的に行うことなど、到底許容されない旨主張する。

しかし、審査請求人の主張する従前の取扱いの下でも、障害者雇用納付金関係業務調査マニュアル（平成28年度調査実施用）によれば、新たに対象障害者として計上されるのは、その結果、調整金の額が申請を受けて支給した額を上回ることにならない範囲であった。そもそも、調整金は、その支給申請で雇用したと申請者自ら計上した対象障害者の数を基にその額が算出される仕組みであり、申請者はこれを正確に計上することが求められるところ、支給後の納付金関係業務調査によってその計上誤りが判明し、過大に支給を受けたことが明らかになった場合には、過大支給となった額の返還を求められるのは当然であるし、当初の申請に基づき支給した調整金の額を上回ることにならない範囲で、雇用した対象障害者の数をどのように修正するかは、法令に具体的な定めはなく、処分庁の合理的な判断に委ねられているといえる。そして、本件取扱いは、所定の期間に行うべき申請を受けて支給するという調整金の趣旨に沿ったものであるといえるから、従来の取扱いから変更したことは特段不合理とはいえない。

また、本件返還決定前の平成29年4月7日付け本件通達により、「支給金は事業主の申請に基づき支給するものであることから、申請期限を過ぎてからの増額支給は認めていない。」、「※ 申請書に記載されていない増額要因（新たな障害者の追加）の修正は行わない。」と記載された本件マニュアルが処分庁内に周知され、納付金申告者及び調整金申請者が参照する令和2年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書（抜粋）には、「申請期限の経過後に増額修正（雇用障害者の追加（中略））はできませんので、十分お気を付けください。」と記載されているから、本件通達の発出以降（少なくとも令和2年度申告申請時）、これらの取扱いが処分庁内で周知され、全ての納付金申告者及び調整金申請者に対し周知されており、これらの取扱いに基づき本件取扱いが実施されていたことが推察される。そうすると、審査請求人についてのみ調整金の申請書に記載のな

い新たな対象障害者の追加を認めない取扱いがされたのではないことになる。

以上から、審査請求人の主張は採用することはできない。

ウ 審査請求人は、法定雇用障害者数を是正し、支給額を確定させるために、海外勤務労働者及び休職中の労働者を「常用雇用労働者の総数」に計上することが必要不可欠なのであれば、本件計上漏れ該当者を雇用障害者へ計上することも、同様に必要不可欠となるはずであり、また十分に可能であるから、処分庁の主張は自己矛盾を来している旨主張する。

しかし、本件取扱いのように、「常用雇用労働者の総数」と「身体・知的・精神障害者の合計数」の取扱いについて、差異が生じても不合理とはいえないのは、上記（１）のとおりであるから、審査請求人の主張は採用することはできない。

（３）最後に、本件返還決定に係る返還額の適正性について検討する。一件記録をみても、処分庁が、①「常用雇用労働者の総数」及び「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」の平成３１年・令和元年度の合計を４万４，４４０．０人から４万６，５４７．０人と修正し、②「法定雇用障害者の数（納付金申告）」及び「法定雇用障害者の数（調整金申請）」の同合計を９７１人から１，０１８人と修正したことについて、争いがあるとは認められず、また、上記（１）イで認定したとおり、本件調整金の額の算出の基礎となる「身体・知的・精神障害者の合計数」の同合計は１，０３９人であるから、これらの数値を基に以下検討する。

ア 調整金は、つまるところ、前年度の各月の初日における雇用障害者数の年度合計数（Ｅ）が前年度の各月の初日における法定雇用障害者数の年度合計数（Ｂ）を超える場合に支給を受けることができる（上記第１の１（６）イ）。これを本件についてみると、Ｅは、上記の「身体・知的・精神障害者の合計数」の平成３１年・令和元年度の合計（１，０３９人）、Ｂは、上記の「法定雇用障害者の数（調整金申請）」の同合計（１，０１８人）であるから、ＥがＢを超えるので、審査請求人は調整金の支給を受けることができることとなる。

イ 次に、調整金の額は、つまるところ、ＥからＢを差し引いた数に単位調整額（２万７，０００円）を乗じて算出することができる（上記第１の１（６）イ）。これを本件についてみると、Ｅ（１，０３９人）から

B（1,018人）を差し引いた数は21であり、これに単位調整額を乗じた額は56万7,000円であるから、この額が審査請求人が支給を受けることができる調整金の額となる。

ウ よって、審査請求人が返還すべき額は、既に支給を受けた本件調整金の額（151万2,000円）と上記イの調整金の額との差額である94万5,000円となる。これは、本件返還決定の返還額と同額であり、当該返還額は、障害者雇用促進法等に従ったものであるから適正である。

(4) 以上を踏まえると、本件調査後、処分庁が行った「常用雇用労働者の総数」及び「身体・知的・精神障害者の合計数」の取扱いは、不合理であるとはいえず、また、それに基づいてされた本件返還決定の返還額も適正である。

したがって、本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹